

令和5年度山元町保育所利用者負担額表（令和5年4月1日現在）

階層区分	定義（所得区分）	3歳未満児		3歳以上児		
		利用者負担額（月額）		副食費（月額）		
		保育標準時間	保育短時間			
第1階層	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	
第2階層	B1	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	
第3階層	B2	町民税均等割のみの世帯	5,000円 (0円)	3,000円 (0円)	0円	
第4階層	C1	町民税所得 割課税額	24,300円未満	7,500円 (2,400円)	5,500円 (1,400円)	0円
第5階層	C2		48,600円未満	10,000円 (3,600円)	8,000円 (2,700円)	0円
第6階層	D1		57,700円未満	13,000円 (3,900円)	11,000円 (3,300円)	0円
			60,000円未満			4,500円 (0円)
第7階層	D2		72,000円未満	16,000円 (4,800円)	14,000円 (4,200円)	4,500円 (0円)
第8階層	D3		(77,101円未満)	19,000円 (5,700円)	17,000円 (5,100円)	4,500円 (0円)
			84,000円未満			4,500円
第9階層	D4		97,000円未満	22,000円	20,000円	4,500円
第10階層	D5		133,000円未満	25,000円	23,000円	4,500円
第11階層	D6		169,000円未満	28,000円	26,000円	4,500円
第12階層	D7		221,000円未満	32,000円	30,000円	4,500円
第13階層	D8		301,000円未満	36,000円	34,000円	4,500円
第14階層	D9		397,000円未満	41,000円	39,000円	4,500円
第15階層	D10		397,000円以上	46,000円	44,000円	4,500円

※（ ）…ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯等における第1子の利用者負担額

**【多子世帯における保育料軽減措置】**

- 第3階層の世帯のうち、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料となります。
- 第4階層から第6階層までの世帯のうち、町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、保育所に入所する児童が第2子のときは利用者負担額基準額の半額、第3子以降のときは無料となります。
- 第6階層のうち町民税所得割課税額57,700円以上の世帯から第15階層までの世帯で、保育所、幼稚園又は認定子ども園等に入所している児童が2人以上いるときは、2人目から利用者負担額の半額、3人目以降については無料となります。

**【ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯における保育料軽減措置】**

- 第3階層から第8階層までの世帯うち、町民税所得割課税額が77,101円未満世帯でひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯等の場合、保育所に入所する児童が第1子のときは、利用者負担額基準額表の（ ）内の利用者負担額となり、保育所に入所する児童が第2子以降のときは無料となります。

**【みなし寡婦（夫）控除】**

- 婚姻歴のないひとり親家庭の保育料を軽減するため、「寡婦（夫）控除のみなし適用」制度が適用されます。（適用を受けるには、申請が必要です。）